

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年6月15日

【会社名】 安川情報システム株式会社

【英訳名】 YASKAWA INFORMATION SYSTEMS Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 諸星 俊男

【本店の所在の場所】 北九州市八幡西区東王子町5番15号

【電話番号】 093 - 622 - 6111

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 原 英明

【最寄りの連絡場所】 北九州市八幡西区東王子町5番15号

【電話番号】 093 - 622 - 6111

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 原 英明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月13日の第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月13日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額89,998,480円

(2) 効力発生日

平成29年6月14日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社およびグループ会社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとしておりますが、当社グループは、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応など、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社グループの決算期を毎年3月1日から2月末日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第42条、第43条および第44条につき所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第41期事業年度は、平成29年3月21日から平成30年2月28日までの11ヶ月8日間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 役付取締役が取締役副社長を新設し、経営機能の一層の強化を図るため、現行定款第21条につき変更するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

諸星俊男、久野弘道、野口雄志および岡村邦博を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

城戸重信を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

取締役（社外取締役を含む。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、年額100百万円以内において、各事業年度に係る1年間に発行する個数1,500個（150,000株）を上限として新株予約権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	135,360	227	0	(注)1	可決 99.81
第2号議案 定款一部変更の件	135,318	269	0	(注)2	可決 99.78
第3号議案 取締役4名選任の件					
諸星 俊男	135,327	260	0		可決 99.79
久野 弘道	135,338	249	0	(注)3	可決 99.80
野口 雄志	135,296	291	0		可決 99.77
岡村 邦博	135,123	464	0		可決 99.64
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
城戸 重信	135,225	362	0		可決 99.72
第5号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プションとして新株 予約権を発行する件	134,869	718	0	(注)1	可決 99.45

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。